

議第五十号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表十九の表五の項中「三八〇」を「四五〇」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

提 案 説 明

木材強度測定等成績証明書交付手数料の額を改定するため、この条例を定めようとする。